

インターネット 時代の著作権

by Hideo Ogura

著作物の流通形態の変化

● 従来

- 作品の製作や公衆への提供・提示は大変
- 一般人は、業者が提示・提供するものを享受する存在
- 違法コピー製作するのも公衆に提供・提示するのも業者なので、叩きやすかった。

● 現在

- 作品の公衆への提供・提示が容易
- 大衆が自ら作品を公衆に提示・提供して楽しむ存在に昇華
- 違法コピーの提示・提供者である公衆を叩くのは大変

八つ当たりする権利者と
それをサポートする裁判所

全ては「カラオケ」
から始まった。

- カラオケスナックで唄っているのはカラオケスナックの経営者（クラブキャッツアイ事件最高裁判決）
- カラオケボックスで唄っているのはカラオケボックスの経営者（ビッグエコー事件東京地裁判決）

唄いに来ている（ように見える）
客たちは、裁判所的には、

「聴衆」

だったのだ！！

でも . . .

どうして？

● 管理性

- 客が唄う歌の範囲は、カラオケ経営者がコントロール
- 客は、カラオケ経営者が支配する建物内で歌唱
- 従業員が機械を操作

● 図利性

でも、裁判所はいつもおかしなことを
考えているわけではない。

● ネオジオ事件

- ゲームのコントローラの輸入業者がゲーム映像の上映者であるとの主張を排斥

● スターデジオ事件

- デジタル音源の放送者が、ユーザー側のMDへの複製者であるとの主張を排斥

そして、ファイルログ事件

中央サーバには、ファイル名・ファイルサイズ・
ファイルが蔵置されているコンピュータの
IPアドレスしかなくとも、

違法な音楽ファイルを
アップロードしたのも、
受信者に向けて送信したのも、
受信側パソコンのHDDに複製したのも、

全ては中央サーバ管理者

- ファイルの送受信がユーザーの自宅で行われていようとも
- ファイルの送受信に用いる機械に中央サーバ管理者がタッチしていなくとも、
- 送信されるファイルの範囲を中央サーバ管理者がコントロールできなくとも

ファイルの送受信は、中央サーバ管理者の管理下で行われている！！

- 中央サーバ管理者はユーザーから一円も料金を取っていないくとも
- ファイル送受信ソフトには広告が掲載されていないくとも、

**中央サーバ管理者は、営利目的で、
違法なMP3ファイルの送受信
を行わせている！！**

中央サーバ管理者は、

MP 3 形式によって複製され、かつ、送受信可能の状態にされた電子ファイルの存在及び内容等を示す、利用者のためのファイル情報のうち、ファイル名及びフォルダ名のいずれかにレコード目録「タイトル名」欄記載の文字（漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大文字及び小文字等の表記方法を問わない。）及び「実演家名」欄記載の文字（漢字、ひらがな、片仮名並びにアルファベットの大文字及び小文字等の表記方法を問わない。姓又は名のいずれか一方のみの表記を含む。）の双方が表記されたファイル情報を、利用者へ送信してはならない

そんなことが技術的に可能かどうか
なんてどうでもよいのだ

しかも

中央サーバ管理者は、
違法なMP3ファイルの
「発信者」



プロバイダ責任制限法3条の免責を受けられず、
「適切かつ実効的」

な遮断措置を講じなければ、
損害賠償責任を負うのだ！！

この論理は、ハイブリッド型P2P
に対してのみ適用されるのか？

市民が不特定の市民に対してある程度
大きな容量の情報を検閲されることなしに
送信できるシステム一般
に適用されるのではないか？

さらに気になる動き

刃はリース会社へ

● ビデオメイツ事件

- リース先がJASRACの許諾を得ずにカラオケを使用している場合にはリース会社にも「幫助」者として損害賠償責任あり

● ヒットワン事件

- リース先がリース先がJASRACの許諾を得ずにカラオケを使用している場合にはリース会社は特殊な信号を送って伴奏音楽の再生を阻止する義務あり

リース会社は、J A S R A Cの音楽著作権が侵害されないように、
無償で監視役を引き受けないといけ
ないというのが裁判所の価値判断

そのために、裁判所は、

**「特に明文の定めがあるものを除き、
その提供する商品・サービスが侵害行為に
利用されたからといって、商品・サービス
の提供の差止めを命じられることはない」**

という原則を簡単に否定してしまった。

矛先が、インターネット上のさまざまなサービスに向けられたとき、日本のインターネットサービスは、それでも進化を続けられるのだろうか！！

燕雀安くんぞ鴻鵠の
志を知らんや！